

事 務 連 絡

平成30年1月25日

指定障害児通所・入所施設御中

茨城県保健福祉部障害福祉課

### 指定障害児通所・入所施設の指定更新手続きについて

日頃から、本県の障害福祉施策の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、指定障害児通所・入所施設の指定の期間は指定の日から6年間となっております。施設の指定有効期限が満了するまでに、指定の更新手続きを行わないと指定障害児通所・入所施設として運営を継続させることができなくなるため、下記の点に留意のうえ更新の手続きをお願いいたします。

指定日は県から送付した指令書に記載してありますのでご確認ください。

### 記

#### 1 対象サービス

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター含む）
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

#### 2 更新申請書の受付期間について

更新日	指定有効期限	更新申請書受付期間
指定日の6年後	更新日の前月末まで	指定更新日2か月前 の月の間

休止中サービスは更新できないため、再開届を提出したうえで、指定更新の手続きを行ってください。

3 更新申請書の提出方法について

郵送で受付します。

あて先 〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部障害福祉課自立支援グループ

封筒表面に**朱書き**で**指定更新申請書在中**とお書きください

4 申請書の提出書類について

提出書類については、「指定更新申請 提出書類一覧表」をご覧ください。